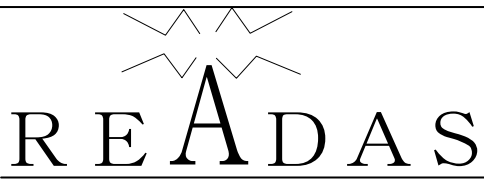


第 5055 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 8月27日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 輸出免税

Q：消費税では、輸出取引は免税になるのか。どのような取引が免税になるのですか？

A：次のような取引が免税になります。

【解説】

消費税では、事業者が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、次のものは消費税を免税にするとしています。

- ①本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け。ただし、次のような取引は免税になりません。
 - ・輸出する物品の製造のための下請加工
 - ・輸出取引を行う事業者に対して行う国内での資産の譲渡等
- ②外国貨物の譲渡又は貸付け
外国貨物とは、輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物で輸入が許可される前のものをいいます。
- ③国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客若しくは貨物の輸送又は通信
- ④専ら国内以外の地域間で行われる旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶又は航空機の譲渡若しくは貸付け又は修理で一定のもの
- ⑤外国貨物の荷役、運送、保管、検数、鑑定その他これらに類する外国貨物に係る役務の提供
- ⑥国内及び国内以外の地域にわたって行われる郵便又は信書便
- ⑦非居住者に対して行われる資産の譲渡又は貸付け又は役務の提供で一定のもの

